

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.139

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857 FAX53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2024.12.23

町内会業務委託費の不当受給に 住民監査請求を予定！監査請求 人を募集！！

岡崎市は岡崎市総代会連絡協議会（以下「連協」と略す）と協議をし、町内会業務委託費を半期に一度世帯数及び定額の町内会割り分を支出し、町内会分を町内会あてに連協から指定する口座に振り込まれています。

その中に、市内いくつかの町内会組織では複数自治会が本当は一つの町内会でしかないように考えられました。当会はこれを不当利得しているものと考え、住民監査請求をすることとしました。市民オンブズ岡崎の1月例会で請求人を確定し、提出する予定です。

住民監査請求書(案)

岡崎市職員措置請求書

2025年 1月 日

岡崎市監査委員様

請求者 市民オンブズ岡崎
代表 渡邊研治はじめ 名

地方自治法第242条の規定に基づき、下記のとおり住民監査請求をします。

記

1. 請求すべき事柄

令和3年4月1日付で、岡崎市長は令和3年度「市政に関する町内会業務の委託について」協議し、同日岡崎市総代会連絡協議会はこれを承諾する旨の回答をした。令和4年も年度初日4月1日に、令和5年度も同日に同様の委託業務について協議をした。(1号証)

令和3年度、令和3年6月7日上半期分として岡崎市からは556町内会分として委託料74,866,455円が支払われ、各町内会が届け出た口座に振り込まれた。令和3年11月12日付で世帯数の変更により、再協議を行い、下半期分として75,239,955円が支払われ、当初委託料152,234,000円を150,106,410円とした。同じように、令和4年度も令和4年6月13日上半期分として岡崎市からは556町内会分として委託料75,371,925円が支払われ、6月22日93,790円が追加され、各町内会が届け出た口座に振り込まれた。令和4年11月11日付で世帯数の変更により、再協議を行い、下半期分として75,703,925円が支払われ、当初委託料152,355,000円を151,169,640円とした。令和5年度も令和5年6月21日上半期分として岡崎市からは556町内会分として委託料75,827,595円が支払われ、各町内会が届け出た口座に振り込まれた。令和5年11月10日付で世帯数の変更により、再協議を行い、下半期分として76,365,020円が支払われ、当初委託料153,600,000円を152,192,615円として支払われた。(2号証)

岡崎市総代会連絡協議会と協議しているが、実際に委託しているのは各町内会である。では、町内会とはいかなる組織か。市のホームページにも「町内会は、一定の地域内に住む人々が、それぞれ自分たちの自由な意思によって結成する任意の団体です。」とある。町内会という地縁団体はそれぞれ独立した決議機関を持ち、独自の活動をしているという実態がなければなりません。当会は岡崎市総代会連絡協議会の事務を実際に行っている市民協働課の職員に各町内会の会計報告を求めたが、令和元年から4年度まで各町内会から集めたにも関わらず、集計をしたのちに直ちに処分したとのことで、会計報告が委託した市にも、岡崎市総代会連絡協議会にも保存されていないと担当部署に確認した。それを確かめるため、令和5年度については情報公開請求をし、不存在を確認した。(3号証)

各年度の委託協議において、委託料の額は、世帯割として1世帯あたり年額830円、均等割として1町内会あたり年額49,000円として算出されている。

令和6年5月10日及び7月9日付で「市政に関する町内会業務の委託(以後「業務委託」という)」について、各年度各町内会会計に入金すべきところ、振込先一覧を精査したところ、報告されている町内会へ入金されず、複数の町内会への入金が特定の一口座になっていたことが判明した。(4号証)

それを明らかにすると、上六名一丁目から四丁目と上六名町が「カミムツナゼンチョウカイケイ」、羽根東一区から三区が「ハネヒガシマチチョウナイカイケイ」、柱東本一区から三区が「ハシラヒガシホンマチチョウナイカイソウダイヤブタナオヒロ」、上和田一区から三区が「カミワダチョウナイカイケイ」、羽根西一丁目から三丁目「ハネニシカイケイ」、天白町一区から三区が「テンパクチョウチヨウナイカイケイ」、江口一丁目から三丁目「エグチカイケイ」、羽根北新町一区二区が「ハネキタシンマチチョウナイカイケイ」、城南町一丁目から三丁目「ジョウナンチヨウチヨウナイカイケイ」に、井内町一区二区が「イナイチヨウカイケイ」に、宮口町東、宮口町西、宮口町中が「ミヤヂグチチョウカイケイ」にまとめて入金されていた。

私たちの調査で、ある町内では実態として一つの町内会として総会も、町内会会計も一括されており、町内会が分割されている実態がないとの報告がある。

岡崎市総代会連絡協議会の回答（5号証）によれば、「町内会業務の受託は、町内会ごと個別に行っている（回覧の配送先や公共工事に伴う通行止めの際の連絡等は、各総代へ直接行っている）」としているが、岡崎市が委託料を支払う根拠としては、委託料のうち町内会割として年額49,000円支払っており、町内会をどう定義しているのか疑問である。総代という役職名宛に支払うものではないことは言うまでもない。そして、岡崎市総代会連絡協議会ないしは岡崎市担当部局が総代という役職者に連絡等をするのは、市民から見れば、便宜的に町内会側の要請また市側の都合で地域を分割して行うものにすぎず、配布・連絡相手が副総代や町内会長・自治会長であっても差し支えない。あくまでも町内会単位で支払うのものあり、実体のない町内会組織を複数つくり、委託料を詐取したことは許されない。よって不当に支給されたこれ等の委託料は返還されるべきである。

返還すべき金額は、3,234,000円。

内訳は以下の通り。

上六名一丁目から四丁目と上六名町分が	49,000円×4町分×3年分=588,000円
羽根東一区から三区が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
柱東本一区から三区が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
上和田一区から三区が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
羽根西一丁目から三丁目	49,000円×2町分×3年分=294,000円
天白町一区から三区が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
江口一丁目から三丁目	49,000円×2町分×3年分=294,000円
羽根北新町一区二区が	49,000円×1町分×3年分=147,000円
城南町一丁目から三丁目	49,000円×2町分×3年分=294,000円
井内町一区二区が	49,000円×1町分×3年分=147,000円
宮口町東、宮口町西、宮口町中が	49,000円×2町分×3年分=294,000円

2. 請求する理由

不当な支出と考える理由は次のとおりです。地方自治法第2条14項は「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とある。

岡崎市長をして、岡崎市総代会連絡協議会に対し、各町内会と連帯して岡崎市に返納させることを求めるものである。

3. 違法又は不当な公金の支出があると認められる書面

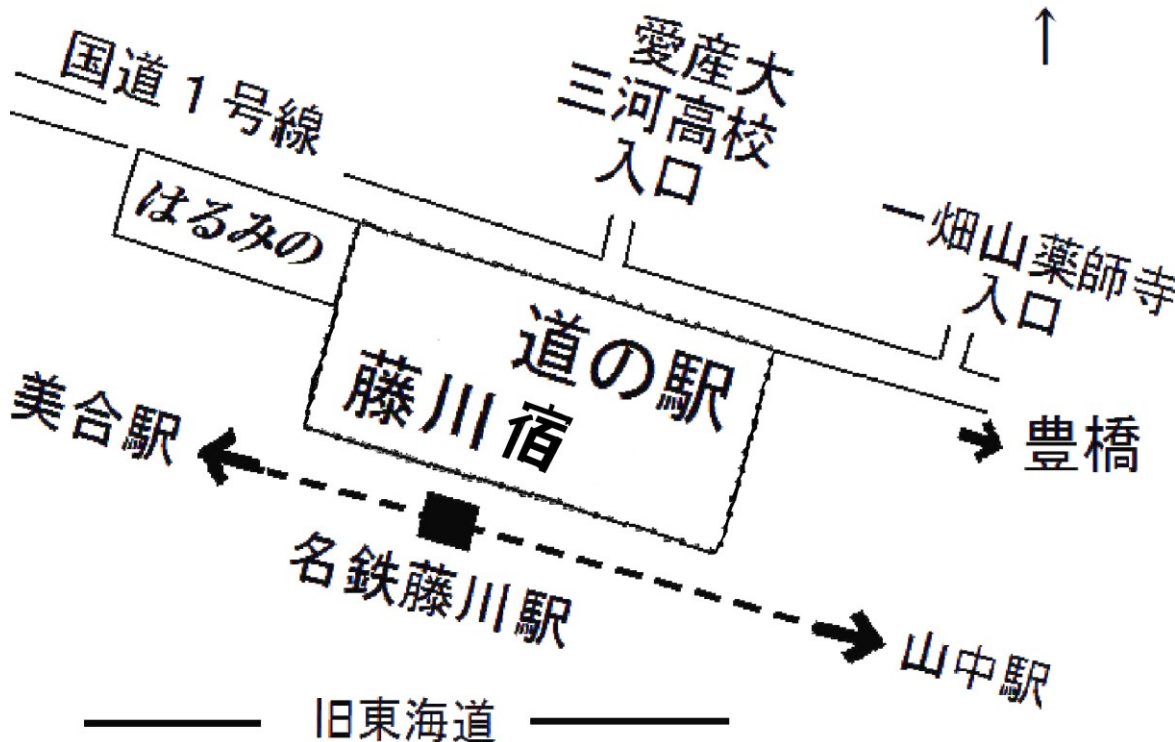
- (1号証) 令和5年度 市政に関する町内会業務の委託について（協議）
- (2号証) 令和5年度請求書等（上下半期）と口座一覧
- (3号証) 令和6年8月15日付 公文書不開示決定通知書
- (4号証) 当会が作成した令和3年度分から5年分を一覧表にしたもの
- (5号証) 令和6年8月28日「町内会事務委託費の振込口座の変更を求める要望書に対する回答について」

新年会をします！

2025年1月11日（土）17時から

「はるみの」（道の駅「藤川宿」横）

藤川駅より走って1分
三河高校信号 西 100m



ぜひご参加ください。

市民オンブズ岡崎の例会案内

1月7日（火）PM6時30分 102B会議室

2月4日（火）PM6時30分～102B会議室

3月4日（火）PM6時30分～102B会議室

りぶら（岡崎中央図書館）